

令和
二 年
五 條 市 議 会 第 四 回 十 二 月 定 例 会 会 議 録 (第 三 号)

令和二年十二月十七日(木曜日)

議 事 日 程 (第 三 号)

令和二年十二月十七日 午前十時開議

- 第一 議第五十七号 五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第五十八号 五條市立高等学校証明手数料条例の制定について
- 議第五十九号 五條市役所の位置を変更する条例の一部改正について
- 議第六十二号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 議第六十八号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について
- 議第七十一号 奈良県広域消防組合規約の変更について
- 議第七十三号 工事請負契約の締結について
- 議第七十四号 工事請負契約の変更について
- 議第七十五号 令和二年度五條市一般会計補正予算(第七号)議定について
- 議第七十八号 財産の取得について
- 議第七十九号 財産の取得について
- 第二 議第六十四号 五條市立学童保育所条例の一部改正について
- 議第六十九号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 議第七十号 五條市大塔総合案内センター等に係る指定管理者の指定について

議第七十六号 令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について
議第七十七号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について

第三 総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会に関する調査の件
追加日程第一 議長辞職の件

追加日程(第四号)

第一 選第 四号 議長の選挙について

追加日程第一 副議長辞職の件

追加日程(第五号)

第二 選第 五号 副議長の選挙について

追加日程(第六号)

第三 選第 六号 常任委員会委員の所属変更について

本日の会議に付した事件

日程第二までと追加日程選第六号上程まで

出席議員(十一名)

七番	六番	五番	三番	二番	一番
岩	窪	吉	平	養	伊
本		田	岡	田	谷
	佳		清	全	賢
孝	秀	正	司	康	司

事務局職員出席者

教育部長	松井和永
西吉野支所長	大垣悟
大塔支所長	吉川佳秀
水道局長	東純司
会計管理者	小森比美
秘書課長	西本久雄
企画政策課長	西久美
財政課長	戸野哲
事務局長	馬場雅樹
事務局次長	馬場孝一
事務局係長	坂口和美
事務局係員	窪勇人
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、去る八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

初めに、窪議員からの奈良県広域消防組合の議会の報告についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、議場での報告は控えさせていただきます。

お手元に報告資料を配布しておりますので、後刻御清覧願います。

この際、申し上げます。

今定例会では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、通常口頭にて報告をいただいております。市政の報告と提出議案の説明及び各広域組合等の議会の報告について、書面での報告を行っていただきました。書面報告の取扱いについては、去る八日に開催した議会運営委員会にて御協議いただきましたとおり、会議録調製の際に資料として御確認いただけるよう調製を行うことを御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）本日の日程については、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）初めに日程第一、議第五十七号、議第五十八号、議第五十九号、議第六十二号、議第六十八号、議第七十一号、議第七十三号、議第七十四号、議第七十五号、議第七十八号及び議第七十九号の十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会伊谷賢司委員長。

〔総務文教常任委員長 伊谷賢司登壇〕

○総務文教常任委員長（伊谷賢司）ただいま議題となりました議第五十七号、議第五十八号、議第五十九号、議第六十二号、議第六十八号、議第七十一号、議第七十三号、議第七十四号、議第七十五号、議第七十八号及び議第七十九号の十一議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月八日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました。今回の委員会の審査では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、各議案に関する理事者側説明員の議案説明を省略し、直ちに質疑を行い、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十七号 五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、委員から、県が支

出していた費用を全て市が負担するかをただしたのに対し、「教職員の給与は県が負担する。」との答弁があり、委員から、本市の責務をただしたのに対し、「教科書の採択、入学試験等は市で行うことになる。」との答弁があり、また、委員から、五條市立になることにより教育学習内容に変更があるかをただしたのに対し、「学習指導要領にのっとり教育を行うので、変更はない。」との答弁があり、委員から、活用する校舎をただしたのに対し、「旧西吉野中学校の校舎を中心に活用する。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十八号 五條市立高等学校証明手数料条例の制定につきましては、委員から、今までの証明手数料の有無と、その手数料をただしたのに対し、「現在、県の規則に基づき手数料は存在しており、五百円である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十九号 五條市役所の位置を変更する条例の一部改正につきましては、委員から、改正内容についてただしたのに対し、「住居表示により、岡口一丁目三番一号となる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、委員から、学校適正化について保護者・児童からどのような意見があるかをただしたのに対し、「保護者からは、コロナ禍により密になるのではないかとの意見も一部あるが、その他については順調に統合協議も進んでいると考える。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十八号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定につきましては、委員から、前回と今回の指定管理料の比較並びに応募者数をただしたのに対し、「前回の指定管理料が三千六十八万八千円、今回は二千五百二十万円で、五百四十八万八千円の減額となり、応募者数は一者である。」との答弁があり、また、委員から、安価になった指定管理料で運営ができるかをただしたのに対し、「学芸員が行う企画展等の費用を今回の指定管理料に含んでいない。また、修繕料を百七十万円から三十万円に減額し、光熱費は空調設備等の更新により約百万円減額されており、そのような条件を加味し、今回の指定管理料を設定している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十一号 奈良県広域消防組合規約の変更につきましては、初めに配布資料に基づき、消防組合の意思決定体制の明確化のため、

管理者及び副管理者の選任ルールを明確にし、運営協議会に替えて組合の意思決定を行う正副管理者会議を設置し、重要な事項に関し管理者の諮問に応じて調査・審議する諮問機関として企画調整会議を新設し、また、広域化のメリットを生かし協定書記載内容を反映させた経費負担方法の刷新を行うため、全体統合を機に自賄い方式から共通経費化に移行し、特別会計を廃止し、会計を統合する改正を行い、算定基準を消防費の基準財政需要額割や救急出動件数割等とし、負担割合は組合の条例で定めることとする等の概要説明が、当局からありました。

委員から、経費負担方法が変更された場合の負担金の増減をただしたのに対し、「組合の条例において割合を規定することとなっており、まだ割合が決まっていない状況である。組合の案に基づく試算の場合、令和三年度の負担金は少し減額となる予定であるが、その後の推移は未確定である。分担金の負担割合や、署所の再編等の進捗により負担金の増減があるものと認識している。」との答弁がありました。

また、委員から、管理者の選任方法についてただしたのに対し、「再編成案の七区分の代表者の中から互選される。」との答弁がありました。

委員から、広域化前の本市の決算額をただしたのに対し、「平成二十五年度は、六億八千七百六十三万三千三百四十四円である。」との答弁があり、また、「統合することにより消防力を強化し、経費も安価になる見込みであるが、本市の元消防職員は若く、年齢の上昇とともに給料も上がるため負担金は上昇しており、負担金に上下の波があることは御理解いただきたい。また、救急出動件数割は全体的なバランスからベストであると考え。自賄い方式から共通経費化に統一し、給料の格差を調整する。また、広域化により、山岳救助隊や水難救助隊が整い、組織がより強化されたと考え。」との答弁がありました。

また、委員から、令和元年度の決算と基金の残高をただしたのに対し、「決算は約四億五千万円の黒字で、基金の残高は組合全体で、一般会計財政調整基金が一千万九千円で、各特別会計財政調整基金の合計は十二億四千四百九十三万五千円である。」との答弁があり、本案につきましても、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十三号 工事請負契約の締結につきましても、委員から、予定価格を公表しているかについてただしたのに対し、「事前公表している。」との答弁があり、委員から、入札の参加基準をただしたのに対し、「五條市の建築一式の入札参加資格を有し、奈良県内に本店支店、営業所を有し、建築の経営事項審査における評定値が九百点以上である。」との答弁があり、委員から、応札者が一者だけであったことをただしたのに対し、「時期的なこともあり、奈良県下で建築工事が多く、入札に参加したくても、技術者が不足していた。」との答弁があり、本案につきましても、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十四号 工事請負契約の変更につきましては、委員から、野原中学校適正化改修工事の請負率をただしたのに対し、「九六・九五パーセントである。」との答弁があり、また、委員から、追加工事の内容をただしたのに対し、「保健室への外部からの出入口の設置、渡り廊下の雨漏り対策工事及び校内の環境整備として、高木等の伐採と片付け等である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十五号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきましては、委員から、中央公園駐車場の設計費用についてただしたのに対し、「親水広場と合わせて約二千万円であり、駐車場部分の割合は約三分の一である。」との答弁があり、委員から、臨時駐車場の利用日数をただしたのに対し、「一箇月当たり平均一日程度である。」との答弁があり、委員から、駐車場の増設についてただしたのに対し、「現状では新たな整備計画はない。」との答弁があり、委員から、将来の整備計画の見直しについてただしたのに対し、「当時から駐車場の必要性は認識しているものの、今井島台工業団地の跡地利用には相当な経費がかかるので、今後、財政状況も見ながら駐車場の確保を進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、ぜひとも再検討していただきたいとの意見がありました。

また、委員から、訴訟準備着手金についてただしたのに対し、「平成二十八年度及び平成二十九年年度の総合体育館の整備及び備品購入における入札談合に伴う民事訴訟準備のための弁護士着手金である。」との答弁がありました。

委員から、本年度のふるさと五條市応援寄附金の金額をただしたのに対し、「九月末現在で、四千八十九万四千円である。」との答弁があり、委員から、本年度の委託料の合計金額をただしたのに対し、「三千八百五十万円を見込んでいる。」との答弁があり、委員から、現時点でのふるさと五條市応援寄附金による基金の残高をただしたのに対し、「六千二百三十三万六千円である。」との答弁がありました。

委員から、農林業費の測量設計業務委託料についてただしたのに対し、「防災重点ため池のハザードマップ作成の設計業務である。」との答弁があり、委員から、作成目的をただしたのに対し、「危険箇所を視覚的に市民に知らせるためである。」との答弁があり、委員から、危険なため池は関係者に説明し、早急に工事を進めるべきであるとの意見がありました。

委員から、介護保険特別会計繰出金の追加についてただしたのに対し、「三年に一度の介護保険制度の一部改正に伴うシステム改修費である。」との答弁があり、委員から、クラウド化等を利用し、システム改修費を安く抑える方法を検討していただきたいとの意見がありました。委員から、各保育所備品購入の追加についてただしたのに対し、「発掘調査を行っている北宇智保育所の運動場の代わりに北宇智体育館を使用しており、そこで使用する遊具等を購入する費用である。」との答弁があり、委員から、一年間使用した後も使用できるかをただしたの

に対し、「認定こども園で使用する予定である。」との答弁があり、委員から、無駄のないようにしていただきたいとの意見がありました。

委員から、市道旧岡中線の測量設計業務委託料についてただしたのに対し、「建設中の新庁舎北側から市道中之今井線との交差点までの測量設計業務である。」との答弁があり、委員から、市道の計画をただしたのに対し、「新庁舎建設に伴い、アクセス道路として市道岡口三号線を改良し、安全な通行を確保するために拡幅工事の準備をしている。」との答弁がありました。

委員から、テクノパーク・ならコミュニティセンター改修事業補助金についてただしたのに対し、「エアコン改修事業に対する事業費の一部補助である。」との答弁があり、委員から、事業内容をただしたのに対し、「二階の大会議室と一階の小会議室のエアコン改修事業である。」との答弁がありました。

委員から、緑地災害復旧工事の場所をただしたのに対し、「田園地区九号緑地である。」との答弁があり、委員から、崩れる前に予防的措置をとるべきではないかとただしたのに対し、「定期的な巡回等を行い、安全の確保をしたい。」との答弁があり、委員から、職員の配置や予算等をしつかり見極めて、定期的な巡回による目視で調査を行っていただきたいとの意見がありました。

委員から、(仮称)五條C認定こども園整備事業についてただしたのに対し、「阪合部小学校の一階に認定こども園を整備し、二階に阪合部公民館を整備する。」との答弁があり、委員から、地元の方の同意を得ているかをただしたのに対し、「御理解いただけるよう協議を進めてまいる。」との答弁があり、委員から、しつかり地元の方と協議し、納得していただけるように配慮していただきたいとの意見があり、また、委員から、阪合部山林自治会及び阪合部地区自治連合会と十分協議をしていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、実習農地移設工事費についてただしたのに対し、「西吉野町黒淵にある五條高等学校賀名生分校の露地畑の土を、旧西吉野中学校の運動場に運搬する費用である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十八号 財産の取得につきましては、委員から、なつみ台から運行するコミュニティバスの台数と利用する児童の人数をただしたのに対し、「車両は延べ四台で、利用する児童は百名である。」との答弁があり、また、委員から、車両の購入目的をただしたのに対し、「車両の購入により、密を解消するためである。」との答弁があり、委員から、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてただしたのに対し、「三年以上効果が持続する車内全体の抗菌、抗ウイルススクートの仕様であり、車内換気システムの作動により五分程度で車内の空気は全て入れ替わる仕様でもあり、運行時は、消毒液の設置を行う。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員

一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十九号 財産の取得につきましては、委員から、予定価格を公表しては、「公表していない。また、最低制限価格は設定していない。」との答弁があり、委員から、予定価格の積算方法についてただしたのに対し、「二者から見積りを徴取し、同規模程度の他市町村のデータを参考に予定価格を設定した。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「認定こども園整備事業について」及び「市民会館及び中央公民館の耐震診断について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本十一議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本十一議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本十一議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、議第六十四号、議第六十九号、議第七十号、議第七十六号及び議第七十七号の五議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました議第六十四号、議第六十九号、議第七十号、議第七十六号及び議第七十七号の五議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月八日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました。今回の委員会の審査では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、各議案に関する理事者側説明員の議案説明を省略し、直ちに質疑を行い、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六十四号 五條市立学童保育所条例の一部改正につきましては、委員から、再編される牧野学童保育所と五條南学童保育所の定員についていただいたのに対し、「牧野学童保育所の定員は七十名、五條南学童保育所の定員は四十名である。」との答弁があり、委員から、指導員の人数についていただいたのに対し、「指導員二名と補助員一名の三人体制である。」との答弁があり、また、委員から、利用者側の保護者への説明方法についていただいたのに対し、「申込み説明会を開催している。」との答弁があり、また、委員から、小学校区割についていただいたのに対し、「各小学校区内に公立学童保育所が設置されているので、当該小学校区の児童をそこで受け入れる。」との答弁があり、また、委員から、統廃合により空いてしまう場所の管理や運営方法についていただいたのに対し、「これから検討してまいります。」との答弁があり、また、委員から、宇智学童保育所に阿太小学校及び北宇智小学校の児童が加わる予定であるが、その場合の学童保育所の設置場所についていただいたのに対し、「検討中である。」との答弁があり、委員から、利用者が不便にならないように検討していただきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十九号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十号 五條市大塔総合案内センター等に係る指定管理者の指定につきましては、委員から、大塔総合案内センター、道の駅吉

野路大塔の平成十八年度から令和元年度までの三期分の売上げについてただしたのに対し、「一期目の平成十八年度から平成二十二年度までの五年間は、一千三百三十三万八千四百円の黒字、二期目の平成二十三年度から平成二十七年までの五年間は、百一十四万八千七百七十二円の赤字で、三期目の平成二十八年度から令和元年度までの四年間は、現在のところ六十七万八千三百五十七円の黒字である。」との答弁があり、委員から、地域商社株式会社へ移行する目的をただしたのに対し、「国の指導の下、地方創生関係の交付金が交付されるので、市としては先例を見ながら地域商社株式会社を設置し、民間の力を活用しながら、大塔地区の資源である星空、自然等を観光やブランド化、まちづくりを生かし、経営管理を行うことで地域を盛り上げていただくことである。」との答弁があり、委員から、現在の一般財団法人大塔ふる里センターの職員の処遇についてただしたのに対し、「原則継続して雇用する方向で進めている。」との答弁があり、委員から、財政が厳しい中、議員として協力できることがあれば、行わせていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、地域商社株式会社が赤字を出した場合の補填方法をただしたのに対し、「市の負担は、基本的には指定管理料である。」との答弁があり、委員から、市の株の保有についてただしたのに対し、「現在は、五百株を一般財団法人大塔ふる里センターが保有しており、解散後は市に移管する予定である。」との答弁がありました。

また、「市から指定管理料以上の費用を支出することはなく、原則論としては、指定管理料と株の資金で会社運営をしていただく。また、株式会社南都銀行五条支店長にも理事として経営管理をしていただいているが、万が一、会社が存続できない状態になるときは法的に整理せざるを得ない。」との答弁があり、委員から、地域商社株式会社を経営する役員にはリスクが伴うかをただしたのに対し、「役員についても地域商社株式会社を運営するために、将来、株を保有することもあると聞いている。」との答弁があり、委員から、令和二年度に市から地域商社株式会社に支出する金額についてただしたのに対し、「地方創生関連事業に七百万円、五條市商業活性化PR事業に四百万円で委託契約をしている。」との答弁があり、委員から、二事業の内容をただしたのに対し、「地方創生関連事業については、国に認定された地域商社産業創出推進事業で、柿の葉ビジネス、新商品開発と人材育成であり、五條市商業活性化PR事業については、ホームページなどのオウンドメディアを作成し、商業を活性化する事業である。」との答弁があり、委員から、一般財団法人大塔ふる里センターから地域商社株式会社に對する資金の流れをただしたのに対し、「地域商社株式会社を設置する際に、一株一万円で五百株を一般財団法人大塔ふる里センターが出資している。」との答弁がありました。

また、「従業員には給料を支出しているが、役員は無報酬であり、直接、事業や運営に関わっている役員には報酬を支出している。一般財

団法人大塔ふる里センターと地域商社株式会社は一体的なもので、一般財団法人大塔ふる里センターの基本財産の中から出資金として地域商社株式会社に支出している。」との答弁があり、委員から、人材育成事業の内容についてただしたのに対し、「地域商社株式会社が所有するオウンドメディアを利用し、情報等を発信するブローガー等を育成する事業である。」との答弁があり、委員から、いつから育成を開始するかをただしたのに対し、「本年度から事業を開始しており、五人を育成するため、インターネット上で講習会を開催したり、奈良市の育成事業者とも連携している。」との答弁があり、委員から、五條市商業活性化PR事業の四百万円は、ホームページを作成するだけであるかをただしたのに対し、「ホームページから電子決済、マーケティングやインターネット上で販売できるシステムを作成する。例えばツアー等の新商品を発信して売り出したり、五條市お店応援クーポン券利用可能事業者との連携を図る事業も進めていきたい。」との答弁があり、委員から、事業計画を練った上で、国に予算要望を行っているかをただしたのに対し、「国による事業ヒアリングにおいて、内容を説明した上で承認をいただいている。全国的に見ても、地域商社株式会社の取組は、社会実験的な部分もあり、実績はこれから積み上げていくものと承知している。」との答弁がありました。

委員から、五條市大塔総合案内センター等に係る指定管理者の指定についての内容等をただしたのに対し、答弁者に認識の相違があったため、暫時休憩し、再開後改めて、指定管理者選定の経緯について説明を求めたのに対し、「大塔町の公の施設の指定管理者として提案している五條市地域商社株式会社は、一般財団法人大塔ふる里センターが基本財産から五百万円を出資し設立した組織で、本年度末をもって、一般財団法人大塔ふる里センターが解散した後、市が一〇〇パーセント出資の株主となるもので、原則として、現在の一般財団法人大塔ふる里センターの資産は、地域商社株式会社に引き継ぐ。また、取締役等の役員は無報酬でお願いしているが、今後の事業展開により、株式発行の限度内において出資されることもあると考える。今後の経営については、万が一、赤字に至った場合でも、指定管理料以外の補填は現状では考えていない。指定管理業務のモニタリング等、地域商社株式会社の経営状況を今後しっかりと確認してまいりたい。民間の自由な発想や手法により、大塔地域の公の施設の運営を担っていただくことが、地域商社株式会社設立の本来の趣旨目的である。市と地域商社株式会社が官民連携によるバランスの取れた関係を保ちながら、新たな発想で地域振興に資する経営が行われるように取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、全国的にも新しい取組であるので、市民が納得できるように運営方法や経営実態となるように検証し、しっかりと運営に努めていただきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十六号 令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致

をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十七号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「県域水道一体化に向けた検討状況について」及び「ひとり親世帯への給付金について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本五議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本五議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本五議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）議事の都合により副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（養田全康）議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

吉田雅範議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。
議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、吉田雅範議員の退場を求めます。

〔吉田雅範議員退場〕

○副議長（養田全康）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和二年十二月十七日

五條市議会副議長 養田全康 殿

五條市議会議長 吉田雅範

辞職願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○副議長（養田全康）お諮りいたします。吉田雅範議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）御異議なしと認めます。よって、吉田雅範議員の議長の辞職を許可することに決しました。
吉田雅範議員の入場を許します。

〔吉田雅範議員入場〕

○副議長（養田全康）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（養田全康）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（養田全康）追加日程第一、選第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）選第四号 議長選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会議長の選挙を行う。

令和二年十二月十七日提出

五條市議会

○副議長（養田全康）意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十時四十分休憩に入る

午前十一時二十八分再開

○副議長（養田全康）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○副議長（養田全康）追加日程第一、選第四号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選の、いずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）議長選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○副議長（養田全康）議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）御異議がないようですので、議長の選挙は投票によって行うことに決しました。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（養田全康）ただいまの出席議員数は十一名であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（養田全康）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○副議長（養田全康）異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順

次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（養田全康）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（養田全康）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に平岡清司議員及び伊谷賢司議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○副議長（養田全康）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十一票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 九票

無効投票 二票

有効投票中

山口耕司議員 九票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって山口耕司議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山口耕司議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。当選されました山口耕司議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま副議長の発言の許可を得ましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま皆様の御推挙をいただきまして、議長の重責を担うこととなりました。身の引き締まる思いでいっぱいでございます。もとより浅学非才でございますが、精いっぱい頑張りたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が進む中で、市民の方が多く困っているというお話も聞かせていただいております。しっかりと市民の声を聞かせていただき、そして市政に反映できるような議会運営に取り組んでまいりたいと思います。

そして、私たちの任期は明年の十一月末日でございます。御案内のとおり、私たちの責務は、特に地方自治法第百条の規定に基づいて百条委員会を設置してございます。しっかりとこの百条委員会の結末を付けて、私たちの任期を全うしてまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、大変議会運営等に御迷惑をおかけすると思いますが、どうか御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○副議長（養田全康）御協力ありがとうございました。

議長と交替いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（山口耕司）ここで前議長の吉田雅範議員から議長退任の御挨拶をいただくことにいたします。吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）昨年の十二月に皆様の御推挙によりまして、議長の重責を担うこととなりました。議員の皆さん、そしてまた理事者始め職

員の皆様にはいろいろと御協力を賜り厚く御礼申し上げます。そしてコロナ禍の中、臨時会六回という過去最高の記録を更新した次第でございます。大変皆様にはいろいろと新型コロナウイルス、また鳥インフルエンザ、御協力を賜りましたことを高席からではございますけれども、厚く御礼申し上げます。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（山口耕司）ありがとうございました。

○議長（山口耕司）養田全康議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よってこの際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（山口耕司）副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定により、養田全康議員の退場を求めます。

〔養田全康議員退場〕

○議長（山口耕司）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和二年十二月十七日

五條市議会議長 山口耕司 殿

五條市議会副議長 養田全康

辞職願

このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○議長（山口耕司）お諮りいたします。養田全康議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって養田全康議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

養田全康議員の入場を許します。

〔養田全康議員入場〕

○議長（山口耕司）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長（山口耕司）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）追加日程第二、選第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）選第五号 副議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会副議長の選挙を行う。

令和二年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○議長（山口耕司）意見調整のため休憩いたします。

午前十一時五十分休憩に入る

午後三時零分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）追加日程第二、選第五号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選の、いずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）選挙の方法は、投票でお願いしたいと思えます。

○議長（山口耕司）副議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議がないようですので、副議長の選挙は投票によって行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口耕司）ただいまの出席議員数は十一名であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（山口耕司）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（山口耕司）異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（山口耕司）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口耕司）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に福塚 実議員及び吉田 正議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（山口耕司）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十一票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十一票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

藤富美恵子議員八票

岩本 孝議員 三票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって藤富美恵子議員が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました藤富美恵子議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。

当選されました藤富美恵子議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）ただいま議員各位の御推挙によりまして副議長に当選させていただきましたことになり、その重責を痛感しております。

山口議長のもと、誠心誠意努力させていただきましたので、皆様方の御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。（拍手）

ありがとうございます。（拍手）

○議長（山口耕司）ありがとうございます。

ここで前副議長の養田全康議員から副議長退任の御挨拶をいただくことにいたします。養田全康議員。

〔二番 養田全康登壇〕

○二番（養田全康）一年間副議長という大役を仰せつかりまして、何とかこなすことができました。これもひとえに、まず市民の皆さん、そして理事者の皆さん、また議員の皆さんの御指導のおかげだと感謝申し上げます。

副議長という職はなくなりましたけれども、何ら変わらず誠心誠意、五條の市政のために働いてまいりたいと思いますので、今後も御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（山口耕司）ありがとうございました。

○議長（山口耕司）お諮りいたします。この際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よってこの際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加することに決しました。

○議長（山口耕司）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）追加日程第三、選第六号を議題とします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）選第六号 常任委員会委員の所属変更について。

五條市議会委員会条例第六条第三項の規定により、委員の所属変更を行う。

令和二年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○議長（山口耕司）意見調整のため、休憩いたします。

午後三時十八分休憩に入る
(休憩後、再開するに至らなかった)